

令和 5 年度三重県観光指針、三重県観光振興基本計画について

1 令和 5 年度三重県観光指針（案）とは

- 令和 5 年度三重県観光指針（案）は、三重県観光の課題整理をふまえ、次期基本計画に向けた方向性と令和 5 年度の取組を示したものの。

2 みえ元気プラン・三重県行政展開方針との関係について

- 県の総合計画との関係として、中期計画の「みえ元気プラン」や単年度の「三重県行政展開方針」に掲げた観光施策を実現するための実務的な取組内容をまとめたもの。

3 条例に基づく基本計画との関係について

- みえの観光振興に関する条例に基づく三重県観光振興基本計画との関係として、現基本計画の目標年度は令和 5 年度であることから、同年度中に議会での手続き等を経て、令和 6 年度から実施する必要がある。
- 一方、現基本計画は、コロナ禍前に策定したものであり、その影響による観光流動の変化に対応したものではないことから、令和 5 年度においては、現基本計画を補完する形で、三重県観光指針に基づき、観光施策を戦略的に実行する。
- 令和 5 年度中に策定を進める次期基本計画については、三重県観光指針で示す大きな方向性を、今後の策定検討にあたってのベースとし、具体的な数値目標や取り組むべき施策を定めていくこととする。
- 条例に基づく基本計画という位置づけであることから、令和 5 年 6 月に骨子案、10 月に中間案、12 月に最終案と策定を進め、3 月に議案として上程、議決をめざしていく方針。
- また、基本計画改定後においては、計画の実効力を高めるため、三重県観光指針の流れも引き継ぐ、毎年の実行計画（アクションプラン）を策定し、着実に取組を進めていくこととする。

4 目標設定の整合性について

みえの観光振興に関する条例に基づく現基本計画 (令和2年度～令和5年度)	みえ元気プラン (令和4年度～令和8年度)	R5 三重県観光指針 目標の方向性	次期基本計画 (令和6年度～令和9年度)	
【拠点滞在型観光の推進／地域連携による周遊促進】				
・観光消費額	・観光消費額		左記の計画等との整合性や連続性を考慮し、令和5年度に定める	
・観光客満足度	・観光客満足度			
—	・リピート意向率			
・県内延べ宿泊者数	・県内延べ宿泊者数			
—	・県内平均宿泊日数	・県内平均宿泊日数		
【首都圏等に対する戦略的な観光プロモーション】				
—	—	・首都圏からの宿泊者数		
【インバウンド誘客の強化】				
・外国人延べ宿泊者数	・外国人延べ宿泊者数	・外国人延べ宿泊者数		
—	—	・外国人一人あたり消費単価		
【国際会議等MICE誘致の促進】				
・国際会議の開催件数	—	・国際会議の開催件数		
【DMOの自立に向けた機能強化】				
(目標なし)	(目標なし)	(定性的目標)		

※赤字は新規目標するもの

5 計画相互の関係性

